

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年12月12日（令和6年（行情）諮問第1382号）

答申日：令和8年6月5日（令和8年度（行情）答申第188号）

事件名：「統合法務官等連絡会議について（通知）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる14文書（以下、順に「文書1」ないし「文書14」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月17日付け防官文第11633号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) ないし(4)（略）

(5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「「統合法務官等連絡会議」に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。【出典（2017.10.23一本本B1043）を裏面にプリントアウト（裏面略）】」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成30年7月17日付け防官文第11633号により、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個

個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び2号イに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし(3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び2号イに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年12月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和7年1月17日 審議
- ④ 令和8年4月24日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年5月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分

ア 標記不開示部分のうち、文書13の3ページ及び文書14の4枚目には、統合法務官等連絡会議（以下「本件会議」という。）の有識者

講話のために招へいされた部外の有識者の所属及び氏名が、その余の部分には、本件会議の有識者講演及び有識者講話のために招へいされた部外の有識者の所属、肩書及び氏名が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

本件会議は、統合幕僚監部以下の各幕僚監部、陸上総隊、各方面隊及び自衛艦隊等の法務官等を対象とした会議で、参加者が限定されているものである。招へいした講師についても、そのような会議体との前提で、講演及び講話を応諾されている。また、本件会議の講師を務めたことを公にする慣行はない。

ウ これを検討するに、当該不開示部分は、それぞれ所属、肩書及び氏名（文書13及び文書14については、所属及び氏名）が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、本件会議の講師を務めたことを公にする慣行はない旨の上記イの諮問庁の説明を覆すに足りる事情はなく、これを踏まえると、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分

ア 標記不開示部分には、本件会議における在日米軍法務部長講話の講師である在日米軍法務部長の氏名及び階級が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 上記(1)イのとおり、本件会議の講師を務めたことを公にする慣行はない。

(イ) 在日米軍法務部長の階級及び氏名については、在日米軍のウェブサイトを開覧しても、これに掲載されていることは確認できず、また、防衛省において、これを公にする慣行はない。

ウ これを検討するに、当該不開示部分は、それぞれ氏名及び階級が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、防衛省において、本件会議の講師を務めた在日米軍法務部長の氏名及び階級を公表す

る慣行はない旨の上記イ（ア）の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はなく、また、当審査会事務局職員をして確認させたところ、在日米軍法務部長の階級及び氏名が在日米軍のウェブサイトに掲載されていることは確認できなかったことから、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえず、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年3か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙（本件対象文書）

- 文書1 自衛隊統合業務計画資料 平成26年度
- 文書2 自衛隊統合業務計画資料 平成27年度
- 文書3 自衛隊統合業務計画資料 平成28年度
- 文書4 自衛隊統合業務計画資料 平成29年度
- 文書5 自衛隊統合業務計画資料 平成30年度
- 文書6 自衛隊統合業務計画資料【中期】
- 文書7 平成26年度統合法務官等連絡会議について（通知）（統幕法第5号。27.1.22）
- 文書8 平成26年度統合法務官等連絡会議について（通知）（統幕法第5号。27.1.22）原議書
- 文書9 平成27年度統合法務官等連絡会議について（通知）（統幕法第5号。28.1.14）
- 文書10 平成27年度統合法務官等連絡会議について（通知）（統幕法第5号。28.1.14）原議書
- 文書11 平成28年度統合法務官等連絡会議について（通知）（統幕法第1号。29.1.10）
- 文書12 平成28年度統合法務官等連絡会議について（通知）（統幕法第1号。29.1.10）原議書
- 文書13 平成29年度統合法務官等連絡会議について（通知）（統幕法第6号。30.1.22）
- 文書14 平成29年度統合法務官等連絡会議について（通知）（統幕法第6号。30.1.22）原議書

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由	
1	文書7	3ページ	表中、部外有識者講演の担任のそれぞれ全部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができるようになり、個人の権利利権を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示としたとともに、法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他の正当な利害を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため不開示とした。
	文書8	5枚目	表中、部外有識者講演の担任のそれぞれ全部	
	文書9	3ページ	表中、有識者講演の担任の一部	
	文書10	5枚目	表中、有識者講演の担任の一部	
	文書11	3ページ	有識者講話の講師の所属、肩書及び氏名	
	文書12	4枚目	有識者講話の講師の所属、肩書及び氏名	
	文書13	3ページ	有識者講話の講師の所属及び氏名	
	文書14	4枚目	有識者講話の講師の所属及び氏名	
2	文書11	3ページ	米軍法務部長の階級及び氏名	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができるようになり、個人の権利利権を害するおそれがあることから、法5条1号に該当
	文書12	4枚目	米軍法務部長の階級及び氏名	

				するため不開示とした。
--	--	--	--	-------------